

関東森林管理局における指名停止措置について

物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

- ① 北関東総合警備保障株式会社 栃木県宇都宮市不動前1-3-14
- ② ALSOK群馬株式会社 群馬県前橋市大渡町2-1-5
- ③ 株式会社シムックス 群馬県太田市植木野町300-1
- ④ 国際警備株式会社 群馬県高崎市江木町1525
- ⑤ ケービックス株式会社 群馬県前橋市問屋町1-10-3
- ⑥ 東朋産業株式会社 群馬県前橋市総社町桜が丘1225-2

2 指名停止期間

(①、②の事業者)

令和4年3月15日 ~ 令和4年4月14日 (1ヶ月間)

(③、④、⑤、⑥の事業者)

令和4年3月15日 ~ 令和4年5月14日 (2ヶ月間)

3 指名停止の理由

上記①~⑥の事業者は、国、地方公共団体等が発注する特定機械警備業務の競争入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年2月25日付け公正取引委員会からの公表により明らかとなったため。

4 「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」の該当要件

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第5号(独占禁止法違反行為)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が管轄する区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2ヵ月以上 9ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149

担当：経理課契約適正化専門官